

'17.1.改定



2017年1月1日以降保険始期用

家庭用火災総合保険

未来住まいる

家庭用火災総合保険

未来住まいる は こんな保険です



皆さまの大切な資産である「**居住用建物**」や「**家財**」を対象とする火災保険です。**火災**だけでなく、**風災・水災などの自然災害**や**盗難、破損・汚損等**さまざまな事故による損害を、**新価（再調達価額）を基準に補償**します。

＊「未来住まいる」の正式名称は「家庭用火災総合保険」です。以下「未来住まいる」といいます。

メリット ① お客様のご希望にあわせて補償内容を設計できます！

「マンションの高層階だから、水災の補償は不要かも」、「破損・汚損等の損害は自分で負担する」など、お客さまのお住まいの状況やニーズにより選択可能な「**6つのプラン**」をご用意しています。さらに、費用保険金を対象外とすることや免責金額を設定することができるオプション（特約）などもご用意していますので、ご希望にあわせて補償内容を設計できます。

→ P3、4参照



メリット ② 日常生活での事故なども補償対象に追加できます！

オプション（特約）をセットすることで、こんなリスクも補償します。

・日常生活での賠償責任



・失火等によるご近所への延焼



・被害者になった場合の弁護士への相談費用



など
→ P5、6参照

メリット ③ 損害保険金だけで建物・家財が修復または再築・再取得できます！

損害保険金は保険金額を限度に、**新価（再調達価額）**を基準に**実際の損害額**をお支払いします。

※盗難事故の場合、保険の対象によってはお支払いする損害保険金に限度額があります。また、不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）の場合、お支払いする損害保険金に限度額や免責金額があります。詳しくは、裏表紙の「保険金をお支払いする場合」をご確認ください。

※保険金額は、新価（再調達価額）を基準とした評価額と同額で設定することをおすすめします。なお、評価額を超えてご契約されても、お支払いする損害保険金は再調達価額が限度となります。再調達価額を超えた部分はお支払いできませんのでご注意ください。

再調達価額でお支払い！



●主な用語のご説明 このパンフレットにおける主な用語は以下のとおりです。

用語	ご説明	用語	ご説明
保 險 期 間	保険のご契約期間をいいます。	敷 地 内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所とこの場所に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
評 価 額	保険契約締結時に、保険の対象の価額を評価した額をいいます。		
再 調 達 価 額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	被 保 險 者	保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。
保 險 金 額	保険のご契約金額をいいます。	明 記 物 件	申込書に明記することにより保険証券に表示されている場合に限り、保険の対象に含まれるものをいいます。
免 責 金 額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。		

メリット④

事故での思わぬ出費に。 損害保険金の一定割合を上乗せしてお支払いします！

ひとたび事故が発生すると、仮住まいを余儀なくされたり、ご近所にお詫びに回ったり、いろいろと出費がかさみます。「未来住まいる」では、損害保険金をお支払いする場合は「**罹災時諸費用保険金**」を上乗せしてお支払いします。さらに、全損（全焼・全壊）の場合は「**特別費用保険金**」をお支払いします。

→ P3参照

メリット⑤

24時間の
安心
サポート

「住まいのホットライン」で大きな安心を。

お申込日よりご利用いただけます。

※ただし、お申込日から保険が開始する日までの期間が6か月を超える場合は、保険が開始する日の6か月前からご利用可能になります。

※フリーダイヤルの番号およびサービスの詳細につきましては、保険証券に同封の「ご契約のしおり」裏面をご覧ください。

なお、「Web約款」をご選択いただいた場合には、弊社ウェブサイトの「Web約款」に掲載の「24時間の安心サポート「住まいのホットライン」のご案内」をご覧ください。

「住まいのホットライン」について

- ①「住まいのホットライン」は、専用ダイヤル（無料）にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。
- ②サービスのご利用方法、注意事項については「ご契約のしおり」または弊社ウェブサイトの「Web約款」に掲載の「24時間の安心サポート「住まいのホットライン」のご案内」をご覧ください。
- ③サービスをご利用にならない地域（離島等）または時間帯があります。
- ④緊急出動サービスの対象は、保険の対象の建物または家財を収容する住宅のうち、ご契約者が居住する部分に生じたトラブルに限ります。マンションの共用部分や上下水道の公的部分が原因の場合は作業の対象になりません。
- ⑤次の事由によるトラブルはサービスの対象になりません。
 - ◆給排水パイプの凍結
 - ◆故意、戦争、地震・噴火またはこれらによる津波
 - ◆弊社が緊急性に欠けると判断した場合
- ⑥交換部品代、本修理の費用および特殊作業費用などはお客さまのご負担となります。
- ⑦カギの紛失の場合、カギの種類およびドアスコープの形状によっては、開錠作業費用の一部がお客さまのご負担となる場合があります。
- ⑧ガラスとともにサッシも破損している場合は、サービスの対象になりません。
- ⑨ご利用のサービスが損害保険金のお支払いの対象となる場合には、損害保険金としてのお取扱いとなります。
- ⑩このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく内容を変更または中止することがあります。
- ⑪お客さまのお名前がご契約上確認できない場合など、防犯上の観点からサービスの提供をお断りすることがあります。
- ⑫サービスは、弊社提携会社により提供しています。

※専用ダイヤル（無料）を通さず、お客さまご自身で業者を手配した場合はサービスの対象になりませんので、ご注意ください。

●水まわりのトラブル・カギ開け・ガラス破損の応急対応、緊急出動サービス
次のようなときに、専門業者が応急対応します。
〈出張料は無料です。〉

- 1 お風呂の水が止まらない!!
- 2 外出先でカギを紛失し、家に入れない!!
- 3 誤って、窓ガラスを割ってしまった!!

●電話相談・情報提供サービス

- 1 夜間・休日の診療機関のご案内
- 2 育児、いじめ・不登校などに関するご相談
- 3 急病などのときに専門の相談員がアドバイス
- 4 ベビーシッター派遣業者・介護事業者のご紹介

未来住まいる WEBシステム

「未来住まいる WEBシステム」とは、未来住まいるをインターネット上の「専用WEBサイト」でお手続（※）いただくシステムで、パソコンや携帯電話からご利用いただけます。さらに、10%のWEB申込割引を適用します（地震保険を除きます。）。

（※）「お手続」とは、お客さまご自身に「専用WEBサイト」で、契約締結時に必要な「ご契約内容確認」「意向確認」「お申込み」を行っていただくことをいいます。

（WEBシステムの主なご利用条件について）

- ・弊社代理店・営業社員がWEBシステムでのご契約手続をご案内し、ご契約内容・重要事項等のご説明および「WEB契約予定内容確認書兼ログインID・仮パスワード通知書」をお渡したお客さまのみご利用いただけます。
- ・クレジットカード払特約をセットする場合には、WEBシステムをご利用いただけません。
- ・保険期間は2年～10年です。
- ・ご不明な点は、専用パンフレット「あんしんガイド」をご覧ください。取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。



Web証券

<http://www.fujikasai.co.jp/>

「Web証券」とは保険証券を発行せずに、弊社ウェブサイト上のマイページからご契約内容を開覧いただく方法です。「Web証券」をご選択いただいたお客さまには、マイページ閲覧用のID・パスワード通知書を郵送します。弊社ウェブサイトよりマイページにご登録後、ご契約内容を開覧することができます。

- ※法人がご契約者となる契約、明細書を利用する契約、質権を設定される契約等一部の契約は「Web証券」をご選択いただけません。
- ※Web証券により、ご契約内容を開覧いただくには、インターネット環境のあるパソコンが必要になります。携帯電話からの閲覧はできませんのでご了承ください。
- ※Web証券をご選択いただいた場合は、同時にWeb約款となりますので「ご契約のしおり」の冊子は送付されません。弊社ウェブサイトより開覧ください。
- ※地震保険をあわせてご契約いただいた場合、別途「地震保険料控除証明書」を送付します。



Web約款

～地球に優しい選択～

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款（ご契約のしおり）をご覧ください。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費削減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。
弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

▶「未来住まいる」の保険の対象

住宅に使用される建物（住居のみに使用される「専用住宅」建物、店舗等との「併用住宅」建物）と、それに収容される家財が対象です。

■建物を所有（居住）の場合

一戸建	分譲マンション等
☐ 建物 ☐ 家財	☐ 建物 ☐ 家財
建物（マンション等一括所有） ☐ 建物	
☐ オーナー所有の家財	

賃貸マンション・アパートオーナー向け専用のパンフレットをご覧ください。

このパンフレットをご覧ください。

■建物を所有（非居住）の場合

一戸建	分譲マンション等
☐ 建物	☐ 建物
建物（マンション等一括所有） ☐ 建物	

賃貸マンション・アパートオーナー向け専用のパンフレットをご覧ください。

■賃貸住宅にお住まいの場合

家財
☐ 家財

STEP 1 補償内容をお決めください。

保険の対象が建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財の損害を補償するため

対象となる 事故	① 火 災	② 落 雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・ 雹(ひょう)災・ 雪災	⑤ 建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突等
					
お支払いする 損害保険金 実際の 損害額 100%を お支払い (保険金額が 限度です)	充実補償の Aプラン				
	Bプラン 水災対象外特約セット				
	Cプラン 不測かつ突発的な事故対象外特約セット				
	Dプラン 水災対象外特約・不測かつ突発的な事故対象外特約セット				
	Eプラン 火災、落雷、破裂・爆発および風ひょう雪災限定特約セット				
	Fプラン 火災、落雷、破裂・爆発限定特約セット				

+ お支払いする損害保険金とは別に以下の費用をお支払い

⑪ 罹災時諸費用

対象となる事故で損害保険金が支払われる場合、1回の事故につき1敷地内ごとに、専用住宅の場合は100万円限度、併用住宅の場合は500万円限度とし、ご契約内容に応じて次の支払割合で保険金をお支払いします。

損害保険金の30%

*罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)をセットしない場合、損害保険金の30%をお支払いします。

損害保険金の10%

*罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)がセットされます。この特約がセットされるとセットしない場合に比べて保険料が割安になります。

※罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)セットの有無は申込書にてご確認ください。

損害保険金ではお支払いの対象とならない以下の
ような費用に充当できます。

・事故の際の仮住まい費用
・失火でご近所にお詫びに回る際に支出する費用 など



「⑪ 罹災時諸費用」のお支払い内容を変更することができます。

① 火災、落雷、破裂・爆発 限定罹災時諸費用特約	罹災時諸費用のお支払い対象となる事故を上記の①～③に限定する特約です。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。
② 罹災時諸費用支払限度額 増額特約(300万円)	専用住宅の場合、お支払いする罹災時諸費用の限度額を300万円とする特約です。ただし「罹災時諸費用支払割合変更特約(10%)」とあわせてセットすることはできません。
③ 家財損害罹災時諸費用 対象外特約	保険の対象が「建物と家財」の場合、罹災時諸費用のお支払いを建物に限定する特約です。お支払い対象を限定することで保険料を割安にすることができます。
④ 罹災時諸費用対象外特約	罹災時諸費用保険金のお支払いを対象外とする特約です。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。

(注) ①②③は④とあわせてセットすることはできません。

⑫ 残存物取片づけ費用

対象となる事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用など実際に負担した費用(損害保険金の10%限度)をお支払いします。



⑬ 特別費用

対象となる事故で保険金額の80%を超える損害保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合、損害保険金の10%(1回の事故につき1敷地内200万円限度)をお支払いします。



事故発生時の損害保険金のお支払い方法を変更することができます。

① 破損・汚損等免責金額1万円

上記の⑩の事故における免責金額を1万円に変更することができます。

② 免責金額一律5万円

上記の①から⑩の事故における免責金額を一律5万円に変更することで保険料を割安にすることができます。

**③ 風ひょう雪災損害20万円以上発生時
損害額補償特約**

上記の④の事故について損害額が20万円以上の場合に損害保険金を全額(保険金額限度)お支払いします。この特約をセットすることで保険料を割安にすることができます。

※損害額が20万円に満たない場合には損害保険金をお支払いできません。

(注) ①と②は重複して適用できません。②と③は重複して適用できません。

おすすめ

充実した補償を
ご提供するAプラン

ご希望に応じて補償内容をお選びいただけます。
たとえばマンションの高層階など洪水・土砂崩れ等の危険が少ない場合に、
水災を補償の対象外とすることができます。



には、建物とは別に保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

⑥給排水設備に生じた
事故等による水濡れ



⑦騒擾(じょう)・
集団行動等による
破壊行為等



⑧盗 難



⑨水 災

台風、暴風雨、豪雨等による
洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・
落石等により、保険の対象に
30%以上の損害または床上浸水
もしくは地盤面より45cmを超える
浸水により損害が発生した場合



⑩不測かつ突発的な事故
(破損・汚損等)

免責金額3万円



左記⑩「不測かつ
突発的な事故(破
損・汚損等)」の主な
事故例について

建物損害の場合

- 模様替え中に、誤って窓ガラスを割った。
- リビングルームの照明を掃除中に誤って落とし、床が破損した。 など



家財損害の場合

- テレビを室内での移動中に落とし、破損した。



- 子どもが家の中で遊んでいるときに、食器棚を倒し、中の食器が割れてしまった。 など

A～Dプランで「家財」を保険の対象とした場合には、通貨、乗車券の盗難による損害は1敷地内ごとに20万円、預貯金証書の盗難による損害は1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします(申込書に記載の建物内における生活用の通貨、乗車券および預貯金証書に限りません。)
なお、⑪～⑬の費用はお支払いしません。 ¥

します。

①～③の事故により損害が生じた場合のみお支払い

⑭損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、実費(消火薬剤の再取得費用など)をお支払いします。



⑮修理付帯費用(併用住宅の場合)

保険の対象となる建物の損害の復旧にあたり、弊社の承認を得て支出した費用(保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度、ただし、居住部分の費用は対象となりません。)をお支払いします。



地震等による火災にはこんな費用も!

⑯地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%(1敷地内300万円限度)をお支払いします。

※この費用は地震火災費用対象外特約をセットすることで対象外とすることができます。



保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

1. 保険の対象(家財)とならない次のものに生じた損害
 - ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)を除きます。)
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(通貨、預貯金証書等の盗難で保険金をお支払いする場合を除きます。)
 - ・申込書に明記されていない1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等および設計書・図案・帳簿等
2. ご契約者または被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害
3. ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害
4. 火災などの事故の際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害
5. 保険の対象となる家財が申込書に記載の建物の屋外にある間に生じた損害
6. 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
7. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
8. 核燃料物質によって生じた損害
9. 保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害
10. わずみ食い、虫食い等によって生じた損害
11. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、機能の喪失または低下を伴わない損害 など

<不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の場合>

1. 差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害
2. 保険の対象に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
3. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
4. 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
5. 詐欺・横領によって生じた損害
6. 土地の沈下・隆起等によって生じた損害
7. 電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害
8. 楽器の弦の切断、楽器の打皮の破損または楽器の音色・音質の変化
9. 義歯、眼鏡、携帯電話、携帯式電子機器(ノートパソコン・携帯ゲーム機など)、自転車、原動機付自転車(総排気量125cc以下)、ヨット・モーターボート、サーフボード、動物・植物などに生じた損害 など

STEP 2 以下のオプション(特約)をセットするかをお決めください。

日常生活での事故に備えて

1 個人賠償責任特約

申込書に記載の住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故またはご本人(ご契約者または保険の対象の所有者のいずれかで申込書に記載の住宅に居住する方)とご家族の日常生活に起因する事故で、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

(注1)自動車事故による賠償責任および借用建物についての貸主に対する賠償責任は対象外となります。

(注2)賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。

(注3)1回の事故につき申込書に記載の支払限度額が限度となります。

保険金のお支払いの具体例



2階の部屋やベランダから、誤って物を落とし通行人にケガを負わせた。

示談交渉をお手伝いします。(賠償事故解決特約)

個人賠償責任特約で補償する賠償事故の示談交渉を弊社がお手伝いします。

(注)日本国内において生じた賠償事故に限定します。
※この特約は個人賠償責任特約をご契約いただくと自動的にセットされます。



2 類焼補償特約

※住居のみに使用される「専用住宅」建物にお住まいの場合にご契約いただけます。

最高
1億円まで
補償

申込書に記載の建物または家財から発生した火災、破裂・爆発によって、近隣の住宅建物または家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても、修復費用の不足分をお支払いします。



(注)個人賠償責任特約とあわせてご契約いただけます。

3 法律相談費用および弁護士費用等特約

法律相談費用:5万円限度

弁護士費用等:300万円限度

他人によって、身体を傷つけられたり住宅や家財に損害を被ったりした場合(被害者となった場合)、その被害について弁護士に相談する費用や法律上の損害賠償請求を弁護士に委任するための費用をお支払いします。



G3

- 1 個人賠償責任特約(支払限度額1億円)
- 2 類焼補償特約
- 3 法律相談費用および弁護士費用等特約

のすべてをご契約のお客さまには、さらに以下の無料サービスで大きな安心を!

日弁連弁護士ご紹介サービス

「法律相談費用および弁護士費用等特約」の対象となる事故が発生した場合に、日本弁護士連合会(日弁連)を通じて、各都道府県の弁護士をご紹介します。

※地域によっては法律相談センターのご案内となります。(日本弁護士連合会提携サービス)

■サービスをご利用いただける方

記名被保険者
(申込書に記載の被保険者)



記名被保険者の同居の親族(配偶者(内縁関係を含む)・ご両親等)



記名被保険者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子



■弁護士や法律相談センターをご紹介できる事故



他人によって身体を傷つけられた場合

他人によって自分の所有物を破損された場合



■「法律相談センター」について

全国の弁護士会が設置しているもので、都道府県によっては数カ所設置されているところもあります。相談日、時間、職員常駐の有無などが各相談センターによって異なりますのでご注意ください。



一戸建にお住まいの方におすすめします。

4 庭木修復費用特約

申込書に記載の建物について損害保険金が支払われる事故により、庭木が損害を受けて枯死し、これを修復した場合に修復費用をお支払いします。
(1回の事故につき10万円限度)



5 敷地内設置物特約

申込書に記載の建物が所在する敷地内に独立して設置されたライト、ポスト、バリカー・ポールが「未来住まいる 補償内容(P3～P4)」の①～⑩の事故により損害を受け、これを修復した場合に、修復費用をお支払いします。
(1回の事故につき1敷地内10万円限度)
(注)建物を保険の対象として、**Aプラン**でご契約の場合のみセットできます。



分譲マンションにお住まいの方におすすめします。

6 共用部分修理費用特約

使用、管理する共用部分(分譲マンションのベランダ等)が「未来住まいる 補償内容(P3～P4)」の①～⑩の事故により損害を受け、管理組合の規約により修復の義務が生じた場合、修復費用をお支払いします。
(1回の事故につき1敷地内10万円限度)



賃貸物件にお住まいの方におすすめします。

7 総合借家人賠償責任特約

偶然な事故により借用する申込書に記載の建物の戸室に損壊が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。
※個人賠償責任特約とあわせてご契約いただくことをおすすめします。
※賠償事故解決特約が自動的にセットされます。

総合修理費用特約

偶然な事故により借用している住宅が損害を受け、貸主との賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合の修理費用をお支払いします。(免責金額3,000円、1回の事故につき300万円限度)
※この特約は総合借家人賠償責任特約をご契約いただくと自動的にセットされます。

建物を所有されている方におすすめします。

8 建てなおし費用特約

申込書に記載の建物に70%以上の損害が生じ、建てなおすために負担する費用(損害保険金を超えて発生する建てなおしに要する建築費用)をお支払いします(保険金額限度)。また、建てなおしに際して損害を受けた建物の取りこわし費用(建てなおし費用保険金の10%限度)もお支払いします。
(注)評価額と保険金額が同額の場合のみセットできます。



家財をご契約の方におすすめします。

9 持ち出し家財特約

保険の対象である家財を申込書に記載の建物から一時的に持ち出している間に「未来住まいる 補償内容(P3～P4)」の①～⑧、⑩の事故により生じた損害に対し、保険金をお支払いします。
(⑩の事故は免責金額3万円、1回の事故につき30万円限度)
(注1)家財を保険の対象として、**Aプラン** **Bプラン**でご契約の場合のみセットできます。
なお、**Aプラン** **Bプラン**の免責金額を変更した場合でも、この特約の免責金額は変更されません。
(注2)通貨、乗車券、預貯金証書、および自転車、原動機付自転車(総排気量125cc以下)の盗難による損害は対象外となります。



建物を貸される方におすすめします。

10 建物賠償責任特約

申込書に記載の建物の所有・使用・管理に起因し、またはその建物を賃貸する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

エレベーター・エスカレーター賠償責任特約

建物内にエレベーター・エスカレーターが設置されている場合、エレベーター・エスカレーター賠償責任特約が自動的にセットされます。



11 家賃損害補償特約

「未来住まいる 補償内容(P3～P4)」の①～⑩の事故で、申込書に記載の建物に損害が生じ、その結果、家賃(*)の損失が生じた場合、予めお約束した復旧期間内に生じる損失額に対し、保険金をお支払いします。
*家賃には、以下のものは含まれません。
・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料



特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

STEP 3 保険の対象の「評価額」を確認のうえ「保険金額」をお決めください。

評価額の確認

この保険の評価額は「新価（再調達価額）」を基準に算出します。
後述の「建物および家財の評価方法」を参考に、お客さまの実態に応じた評価額を算出してください。

新価とは？ 新価とは、保険の対象である建物または家財と同等のものを再築または再取得するために必要な金額のことをいいます。

保険金額の決定

この保険の保険金額は評価額の30%～100%の範囲で設定できます。
算出した評価額をもとに、建物および家財についてそれぞれ保険金額を決定してください。

⚠ 家財の損害を補償するためには、建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

建物の評価方法

建物の評価方法	評価額の算出
① 建物の建築価額と建築年がわかる場合 (年次別指数法といいます。)	評価額＝建物の建築価額×建築費倍率 建物の建築価額は建築時の新築費をいいます。(土地代や登記諸費用を除きます。) 建築費倍率は経年による建築物価の変動を修正する係数です。
② 建物の建築価額がわからない場合 (新築費単価法といいます。)	評価額＝新築費単価×延床面積(㎡) 新築費単価は建築材料や所在地による標準的な1㎡あたりの単価をいいます。

⚠ 土地代は評価額には含まれませんので、評価額と土地付き建物の購入金額の違いに注意してください。
また、分譲マンションでは、通常マンションの購入金額に土地代が含まれているほか、共用部分に別途マンションの管理組合が火災保険をご契約されることがあります。保険の対象の範囲をご確認のうえ評価額をお決めください。

家財の評価方法

家財簡易評価表(新価:再調達価額)

2014年4月現在(単位:万円)

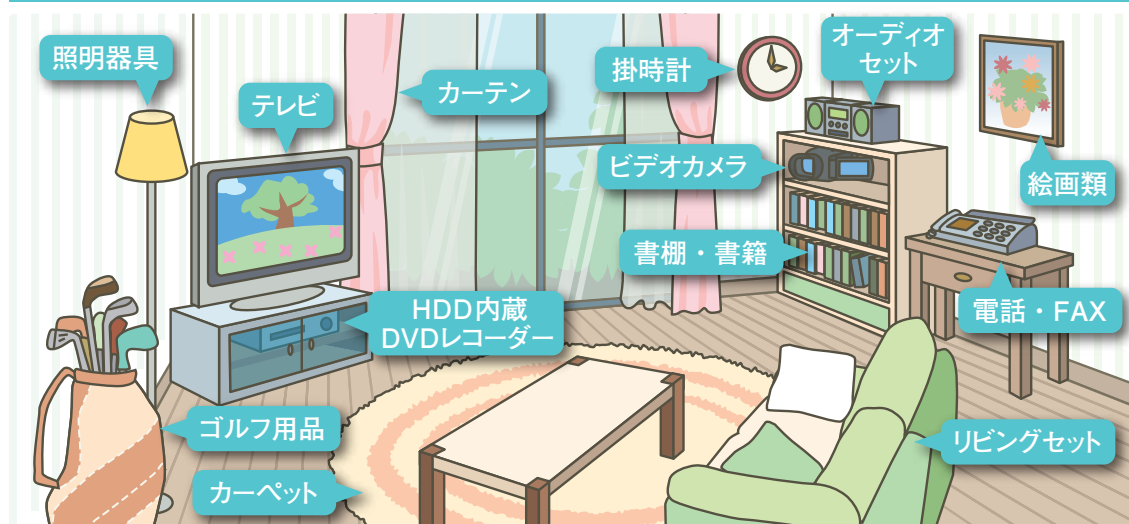
世帯主 年齢	家族 構成	2名		3名		4名			5名				1名
		大人1名	大人2名	大人2名	大人3名	大人2名	大人3名	大人4名	大人2名	大人3名	大人4名	大人5名	
		小人1名	-	小人1名	-	小人2名	小人1名	-	小人3名	小人2名	小人1名	-	
27歳以下		490	540	620	670	700	750	810	790	840	890	940	310
28歳から32歳		680	730	820	870	900	950	1,000	980	1,030	1,080	1,130	
33歳から37歳		990	1,040	1,120	1,170	1,200	1,250	1,310	1,290	1,340	1,390	1,440	
38歳から42歳		1,210	1,260	1,350	1,400	1,430	1,480	1,530	1,510	1,560	1,610	1,660	
43歳から47歳		1,390	1,440	1,520	1,570	1,600	1,650	1,700	1,680	1,730	1,790	1,840	
48歳以上		1,470	1,520	1,600	1,650	1,680	1,730	1,790	1,760	1,820	1,870	1,920	

■ 左表に記載のない家族構成の場合は、家族構成が大人2名の評価額に、大人(18歳以上)1人につき130万円、小人(18歳未満)1人につき80万円を加算してください。

■ 家族構成が1名の場合を除き、建物の床面積が33㎡以下の住宅は左表の60%が標準的な評価額となります。

■ 左表の評価額には、保険の対象とならない家財や、申込書に明記しないと対象とならない明記物件(1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等および設計書・帳簿等)は含まれていません。

リビングルームを見渡すだけでも、家財はこんなにあります。



明記物件がある場合のご注意

家財のうち、以下のものは申込書に明記しないと保険の対象となりません。

① 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(以下、「宝石・貴金属等」といいます。)

② 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

上記①の宝石・貴金属等については、市場流通価格を基準に、保険金をお支払いします。上記①の宝石・貴金属等の保険金額は市場流通価格で算出してください。

※ 申込書に明記されていない上記①の宝石・貴金属等に対象となる事故が発生した場合には、「明記物件自動補償特約」により、保険の対象とみなして保険金をお支払いします(ただし、1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき100万円(不測かつ突発的な事故は50万円)が限度となります。また、上記①の宝石・貴金属等とそれ以外の保険の対象にお支払いする保険金を合算した額が保険金額を超える場合には、保険金額から宝石・貴金属等以外の保険の対象にお支払いする保険金を差し引いた残額が限度となります。)

※ 地震保険では、明記物件は申込書に明記しても保険の対象となりません。

保険金額の設定方法

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額と同額で設定することをおすすめします。

おすすめ!

評価額 = 保険金額



保険金額調整等特約

保険期間が5年を超えるご契約に自動的にセットされる特約です。

将来の建築費や物価の変動などにより、建物の評価額(新価)を変更・調整する必要がある場合には、お客さまと弊社との間で再評価し、評価額(新価)を妥当な金額に調整することができる特約です。また、建物の増改築の有無などについて、書面で毎年確認をさせていただきますので、長期のご契約でも安心です。



建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。

建物の損害を補償する火災保険とは別に、家財にも火災保険をおすすめします!

Q なぜ『家財』にも火災保険が必要なの?
建物(住宅)だけで十分じゃないのかな...



A 例えば、こんろからの出火であれば、建物に大きな損害がなくてもキッチン周りの冷蔵庫や電子レンジ、食器戸棚等に損害が発生します。これらは全て『家財』です。

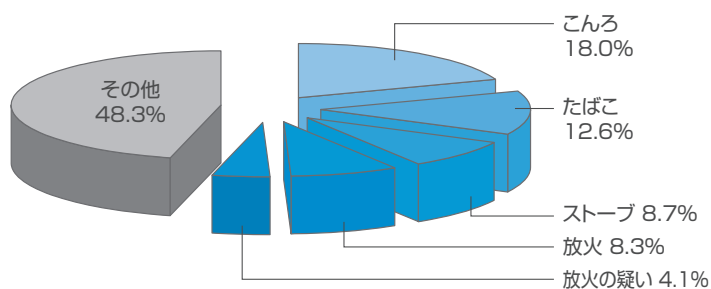
Q 火の始末には気をつけているから『家財』に火災保険は必要ないよね...



A 火災だけを補償するのが火災保険ではありません。盗難、破損・汚損、落雷等による損害に対しても保険金をお支払いします。

1年間で約1万3,000件の住宅火災が発生しています!

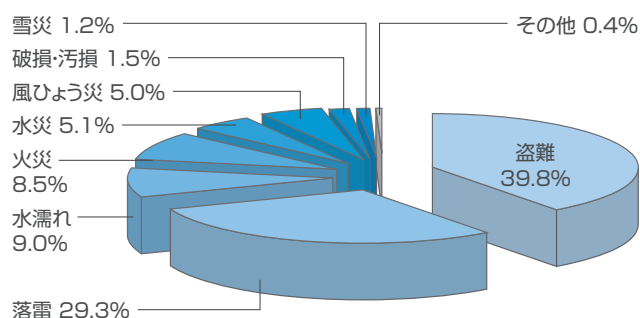
■ 住宅火災の出火原因別件数割合



出典: 総務省消防庁防災情報室 ※年間総発生件数12,922件(平成26年1月~12月)

盗難や落雷による事故が多く発生しています!

■ 家財の事故件数割合



※自社調べ: 平成23年度~平成27年度「家庭用火災総合保険」事故件数の割合

STEP 4 地震保険もあわせてご契約ください。

未来住まいるでは、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

- 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災（延焼・拡大も含みます。）・損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等により延焼・拡大したことによって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
- ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。
- 地震保険だけではご契約できません。「未来住まいる」にセットしてご契約ください。
- 地震保険料控除制度によって、地震保険料は所得控除の対象となります。控除限度額は、**所得税 50,000円・個人住民税 25,000円**となります。



- 1 保険の対象
- ① **居住用建物**（住居のみに使用される「専用住宅」建物、店舗等との「併用住宅」建物）
 - ② **家財** ただし以下のものは保険の対象に含まれません。
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等
 - ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの など

- 2 地震保険の保険金額
- 建物・家財ごとに「未来住まいる」の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含め、建物は5,000万円（共同住宅の場合は、戸数×5,000万円）、家財は1,000万円が限度となります。

- 3 お支払いする保険金 地震等によって保険の対象が損害を受け、次の損害の程度に至った場合、保険金をお支払いします。

損 害 の 程 度			お支払いする保険金
	建 物	家 財	
全 損	①主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合	地震保険金額の 100% （時価が限度）
大半損	①主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合	地震保険金額の 60% （時価の60%が限度）
小半損	①主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合 ②焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合	地震保険金額の 30% （時価の30%が限度）
一部損	①主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合 ②建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき	損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合	地震保険金額の 5% （時価の5%が限度）

※損害の程度が一部損に至らない場合や、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害の場合には、保険金をお支払いできません。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円（2016年4月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

- 4 割引制度
- 地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用には、**適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。**

割引の名称	割引の適用条件	割 引 率
建 築 年 割 引	保険の対象である建物および保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が、1981年（昭和56年）6月1日以降に新築された建物の場合	10%
耐 震 等 級 割 引	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合	耐震等級に応じて 10%、30%、50%
免 震 建 築 物 割 引	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐 震 診 断 割 引	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%

（注1） 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。
（注2） 確認資料例は「ご契約内容確認のチェックポイント」をご参照ください。なお、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関わる保険証券等（写）を確認資料とすることができます。

STEP 5 保険料のお支払い方法をお選びください。

保険料の主なお支払い方法

原則として年間保険料を一時払でお支払いいただきます。ただし、以下の特約をセットすることでお支払い方法を変更することもできます。

保険料分割払特約(一般)	保険料を毎月分割してお支払いいただく方法です。 ただし、年間保険料を一括でお支払いいただく場合と比べ、口座振替をご利用いただく場合は保険料が5%割増となります。
長期保険保険料一括払特約	保険期間を2年～10年の整数年として、保険料をご契約時に一括払でお支払いいただく方法です。
長期保険保険料年払特約	保険期間を2年～10年の整数年として、保険料を毎年お支払いいただく方法です。 保険期間1年でご契約いただいた場合と比べ、保険期間が2年から5年までは5%、保険期間が6年から10年までは10%の割引を、保険料に適用します。

保険料のお支払い方法はキャッシュレスで便利な口座振替をご利用ください。

初回保険料口座振替特約	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。 ご契約にあたっては、口座振替依頼書をご提出いただく必要があります(すでに弊社の他の保険契約で口座振替をご利用の場合は不要です。)
コンビニ払特約	契約時の一時払保険料をコンビニエンスストア・ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いいただく方法です(保険期間が5年以下かつ一時払保険料が30万円以下の契約のみを対象とします。)

※お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合(団体扱・集団扱)や、「金融機関集団扱特約」をセットしてご契約いただく場合は、別途集金します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

長期自動継続方式について

保険期間が10年の場合、ご契約は原則10年ごとに自動的に継続されます。※1※2※3※4

- ※1 新規のご契約に限ります。
- ※2 「継続契約の取扱いに関する特約」が自動セットされます。
- ※3 金融機関集団扱契約で申込書に予定継続期間の記載がある場合は、その期間に合わせて自動的に継続されます。予定継続期間は初回の契約の開始日におけるローン期間をもとに決定されます。
- ※4 団体扱・集団扱契約は対象外です。

- ・自動継続後のご契約は、保険期間や払込方法等を除き、原則継続前のご契約と同等の契約内容で自動的に継続されます。なお、自動継続後のご契約内容については、ご契約の満期日までに事前にご案内します。
- ・ご契約の満期日の前月10日までに「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。
- ・弊社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度や保険料率等を改定した場合、自動継続後のご契約には継続日時点の内容が適用されます。そのため、自動継続後のご契約の補償内容や保険料が、継続前のご契約と異なる場合があります。

〈自動継続イメージ〉



ご契約に際してご確認ください主な事項

- ① 保険期間: 原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。なお「継続契約の取扱いに関する特約(長期自動継続)」がセットされた場合、保険契約は原則10年ごとに自動的に継続(申込書に予定継続期間の記載がある場合は、その期間に合わせて自動的に継続)されます。
- ② 保険金額: 実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。家財を補償するためには建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は再調達価額を基準に、過不足なく設定することをおすすめします。
- ③ 保険料: 保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ④ 満期返戻金、契約者配当金: 満期返戻金・契約者配当金はありません。
- ⑤ 解約返戻金: ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただくことがあります。
- ⑥ 告知義務等: ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)(に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ① 通知義務等: ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。
 - ・ 保険の対象の所在地
 - ・ 建物の柱の種類
 - ・ 耐火性能区分、面積
 - ・ 建物の用法(住宅・共同住宅・店舗等)
 - ・ 建物内で行われる職業の種類
 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- ② 事故発生時の対応: ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合や、保険金の全部または一部をお支払いできない場合があります。

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金
家庭用火災総合保険の補償内容	損害保険金	
	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ⚠️ A～Fすべてのプランの補償項目です。 ④風災・雹(ひょう)災・雪災 ⚠️ A～Eプランの補償項目です。 ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ⑥給排水設備に生じた事故による水濡れまたは被保険者以外の者が占有する他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等 ⑧盗難、盗難による汚損・損傷 ⚠️ A～Dプランの補償項目です。 ⑨水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等により次の損害が生じた場合 1. 保険の対象となる建物または家財に、その再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 2. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象となる建物または家財に損害が生じた場合 * 床上浸水・保険の対象となる建物または家財を収容する建物の居住の用に供する部分の床(畳敷きまたは板張り等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水。 ⚠️ Aプラン・Cプランの補償項目です。 ⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) ①～⑨以外の破損・汚損等の不測かつ突発的な事故により保険の対象が損害を受けた場合 ⚠️ Aプラン・Bプランの補償項目です。	1. 保険の対象が建物の場合 建物の修復・再築に必要な金額(保険金額限度) 2. 保険の対象が家財の場合 家財の修復・再取得に必要な金額(保険金額限度) ※貴金属・宝石・美術品などの明記物件の損害は市場流通価格が基準となります。 貴金属・宝石・美術品などの盗難による損害の場合、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度となります。 ※通貨または乗車券等の盗難による損害は1敷地内ごとに20万円限度、預貯金証書の損害は1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります(申込書に記載の建物内における生活用の通貨、乗車券および預貯金証書に限りません。)。ただし、⑪～⑯の費用はお支払い対象となりません。
費用保険金	⑪罹災時諸費用 ①～⑩の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金の10%※または30% ※罹災時諸費用支払割合変更特約(10%) セット (1敷地内ごとに100万円限度、店舗等との併用住宅の場合500万円限度)
	⑫残存物取片づけ費用 ①～⑩の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金の10%限度)
	⑬特別費用 ①～⑩の事故で保険金額の80%を超える保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合	損害保険金の10%(1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度)
	⑭損害防止費用 ①～③の事故で損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費(消火薬剤の再取得費用など)
	⑮修理付帯費用(併用住宅の場合) ①～③の事故で保険の対象となる建物の損害復旧にあたり弊社の承認を得て支出した費用	実費(保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度、ただし、居住部分の費用は対象となりません。)
	⑯地震火災費用 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、次の損害が発生した場合 1. 建物が半焼以上 2. 家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上	保険金額の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)

*セットする特約によってはお支払いできない費用保険金があります。また、他の保険契約から保険金が支払われる場合など費用保険金のみをお支払いすることがあります。
*保険の対象である家財を収容する建物内で、申込書に明記されていない貴金属・宝石・美術品などの明記物件に損害保険金をお支払いする損害が発生した場合、これらのものを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度に損害保険金(1回の事故につき保険金額または100万円(⑯の損害は50万円)のいずれか低い額が限度)をお支払いします。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00～午後6:00(年末年始を)
●土日祝:午前9:00～午後5:00(除きます。)

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00～午後7:00
(年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日:午前9:15～午後5:00(12月30日～1月4日を除きます。)
※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」「コンビニ払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL. 03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>



このパンフレットは環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

※16.7.100,000(F3893) (SK) [F398S]